

質問No	講義	質 問	回 答
1	考査Bの解説	用途制限(P56)・・・今回の試験には診療所がありませんが、診療所の記載があるのは何か理由がありますでしょうか？	設問の用途に診療所はありませんので、無視していただいて結構です。
2	考査Bの解説	容積率(P71、P72)・・・今回の床面積の合計は問題文より3041m ² ではないでしょうか？3014m ² になっています。	延べ面積は、3014m ² は誤りで、 3041m² が正しい延べ面積となります。 (※別紙参照) 手引きの正誤表も合わせてご確認ください。
3	考査Bの解説	計画2問8の容積率において、計画延面積が解説で3014m ² となっているが、示されている延床面積は3041m ² です。1と4が逆になっています。基本問題文が正しいと思いますので解説が間違っていると言う判断で宜しいでしょうか？	
4	考査Bの解説	道路高さ制限(P86、P90)・・・計画の高さは22.1mではないでしょうか？22.2mになっています。	計画高さ22.2mは誤りで、 22.1m の正しい高さとなります。 手引きでは、正しい数値となっています。(※別紙参照)
5	考査Bの解説	歩行距離(P121)・・・住戸1は50m以下、25m以下ではないでしょうか？60m以下、30m以下になっています。	P121 住戸1歩行距離60m以下、重複距離30m以下は誤りで、 50m以下、25m以下 が正しい記述です。ちなみに、記述の距離になるのは、住戸部分の内装仕上げが、準不燃以上の場合です。(設問は難燃材料)
6	考査Bの解説	解説の計画2(歩行距離の問題)の住戸1の歩行距離が最初60mと説明していた。	P123及び手引きでは、正しい数値となっています。(※別紙参照)
7	考査Bの解説	令和6年：計画2、13の問題で歩行距離が50mの理由が知りたい。60mではないか？	
8	構造関係問題の解説	P91について。 与えられているQbについては、正しいことが確認されていないのに、そのままその数値を利用していい理由を教えて欲しいです。	P87記載のとおり、「A. 層間変形角」、「B. 剛性率」、「C. 偏心率」、「D. 地震層せん断力のうち、各階の筋かいが負担するせん断力(水平力)」に記載された数値並びに「E. 筋かいの断面検定」のうち、「地震力により筋かいに生じる引張力」及び「筋かいの短期許容引張耐力」の数値については、正しいことが確認されている。とのことから、「D. 地震層せん断力のうち、各階の筋かいが負担するせん断力(水平力)」に記載された数値Qbについては、正しい値として扱うものとしします。 P87,88,89のスライドを青字修正いたしました。(※別紙参照) 補足 ・「並びに」より前の部分の数値と後ろの部分の数値が正しいと読むものと考えます。 ⇒A,B,C,Dに記載された数値 並びに Eのうち、Nb及びNaは、正しいことが確認されている。 ・「並びに」：接続する要素のレベルが異なるもの ・「及び」：接続する要素のレベルが同じもの
9	考査Bの解説	考査B 限られた時間でどれだけ短い文書にできるかにあたり、 物品販売業を営む店舗 → 物販店 第二種住居専用地域 → 第二住専 法〇〇条第△項第◇号 → 法〇〇条△項◇号 どこまで、略してよいか？ が不安です。	採点基準が公表されていないため、明確な回答は差し控えていただければと思います。(事務局より回答)

質問No	講義	質 問	回 答
10	考査Bの解説	令和6年8月試験の計画2の6用途地域内の用途制限について 手引123ページ カラオケボックス (ほ) 項三号に該当し、(は) 項以外の用途の建築物としても該当。 飲食店と物品販売店 (は) 項以外の建築物か検討する際、 飲食店と物品販売店は、令第130条の5の3第二号に該当。それぞれの床面積が500平米超ではあるが、検討する際は、床面積の合計が500平米超より(は) 項以外の建築物と判断するのは？手引きでは合計で検討しているのか単体で検討しているのか読み取れないか。 さらに、(は) 項以外の用途全ての床面積を合計し(カラオケボックスと飲食店と物品販売店) 1500平米超か検討するのは？	第二種中高層住居専用地域内では、別表第二(に) 項、第一号から第八号のいずれかに該当する場合には建築することができません。 第一号～六号までは、その建物用途による制限になり、第七号と第八号は、階数制限と面積制限になります。 よって、第一号～第六号に該当しない用途の場合に、(は) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものの階数を確認した後、合計面積が規制値以下かどうかを確認することとなります。
11	考査Bの解説	計画2の用途制限について。 建築基準適合判定資格者の手引きより、平成28年度の回答例では(は) 項に掲げる建築物以外の部分として、「物品販売業を営む店舗＋サービス業を営む店舗＋附属自動車車庫」が3000㎡を超えているため不適合と記載ありますが、令和6年度の回答例では、「物品販売業を営む店舗＋飲食店」が1500㎡を超えていないため適合とあり、(は) 項に掲げる建築物以外の部分としてカラオケボックスの床面積も加算されないのでしょうか。平成28年度ではそもそも3階以上には建築できないとされている附属自動車車庫の床面積も含んで物販店舗＋サービス業を営む店舗＋附属自動車車庫として検討が行われております。令和6年度においてカラオケボックスが(は) 項に掲げる建築物以外の部分として加算されず、平成28年度においては附属自動車車庫が(は) 項に掲げる建築物以外の部分として加算される理由をご教示頂けますでしょうか。	
12	考査Bの解説	令和6年再検定の考査B計画2の用途地域の回答において物品販売業を営む店舗○との表記があり1500㎡以下の検討を物品販売業を営む店舗でのみ検討していますが、法別表第二(に) 項第八号は(は) 項に掲げる建築物以外となるため回答は500㎡以上の物品販売業を営む店舗の面積と事務所の面積の合計が1500㎡以下であることの確認が必要となるため物品販売業を営む店舗が○とは言えないのではないのでしょうか。	

質問No	講義	質 問	回 答
13	考査Bの解説	令和6年度考査Bの内装制限（問14番）に関して、調理室1から地上への出口までの経路は、飲食店1を経由するので、飲食店1は通路等としての内装制限（準不燃材料以上）を受けないのでしょうか？この件の類似問題として平成26年度の解答で店舗事務室から地上への出口までの経路に売場が含まれており、売場が難燃仕上げのため不適合となっております。よって、令和6年度の問題においては調理室1は飲食店1と同一空間の居室として判断したことが読み取れますが、これらの判断基準があればご教示頂きたいです。	設問の飲食店は、飲食店1と調理室1が、配膳のための開口部を通して、一体的利用となっているため、1室と判断しています。 ただし、飲食店1と調理室1が完全に独立している場合には、それぞれ歩行経路の確保や内装制限がかかります。 その場合、調理室1の歩行経路は、居室から廊下、廊下から地上へとつながっていくべきものであり、室（食堂1）を経由しての経路は避難者の動線の混乱等の原因となることから、原則として認められません。
14	考査Bの解説	計画2について。排煙設備の設置免除および内装制限免除の規定に関し、いずれも共同住宅の住戸の場合は200㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁、または防火設備(法2条九号の二口)により区画することで免除できる規定がありますが、開放廊下に面する玄関ドアについても防火設備としなければならないのでしょうか。過去問で各年度の計画2の図面を見ると必ず開放廊下に面する住戸の玄関ドアは防火設備もしくは特定防火設備となっており、防火設備とする意図を教えてください。	共同住宅の屋外廊下に防火戸が必要かどうかは、設置場所や建物の構造によって異なります。一般的に、防火地域や準防火地域、または耐火建築物・準耐火建築物の延焼の恐れのある部分には防火戸の設置が必要です。また、屋外避難階段の周囲2m以内は、防火設備の設置が制限される場合があります。 排煙及び内装制限については、いずれも「準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画された部分」とあり、その部分が開放廊下の場合、緩和できるという記載はありません。
15	考査Bの解説	令和6年度考査Bの問題文【5.その他】の17番で、共用廊下（開放部分）の内装仕上げを準不燃材料とする旨の記載がありますが、開放廊下についても内装制限がかかるのでしょうか？	令128条の5より、「当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。」とあり、その部分が開放廊下の場合、緩和できるという記載はありません。

一級考査B 建築計画3 設問2

b)構造計算書の内容(抜粋)

2. 構造計算書(令第82条の6に規定する許容応力度等計算に基づく地震力の計算)

- ・当該建築物は、法第20条第1項第二号に掲げる建築物に該当し、昭和55年建設省告示第1791号「建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件」第2第一号の規定に基づいて構造計算を行っている。
- ・令及び告示の関係規定により層間変形角、剛性率及び偏心率を計算した結果が「構造計算書(令第82条の6に規定する許容応力度等計算)」であり、この構造計算書における「A. 層間変形角」、「B. 剛性率」、「C. 偏心率」、「D. 地震層せん断力のうち、各階の筋かいが負担するせん断力(水平力)」に記載された数値並びに「E. 筋かいの断面検定」のうち、「地震力により筋かいに生じる引張力」及び「筋かいの短期許容引張耐力」の数値については、正しいことが確認されている。
- ・「E. 筋かいの断面検定」のうち、「地震力により筋かいに生じる引張力」については、各階の筋かいに生じる引張力のうち最大のものを示している。
- ・昭和55年建設省告示第1791号「建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件」第2第二号(筋かい端部・接合部の保有耐力接合)、第四号(柱・梁の幅厚比)及び第七号(構造耐力上支障のある急激な耐力の低下の防止)の規定に適合することが確認されている

87

一級考査B 建築計画3 設問2

「構造計算書(令第82条の6に規定する許容応力度等計算)」

(X方向)

A. 層間変形角

階	最大の層間変位 (mm)	階の高さ [*] (mm)	最大の層間変形角	判定
3	3.3	3,000	1/909	OK
2	3.6	3,000	1/833	OK
1	4.5	3,000	1/667	OK

※層間変形角算定時の階の高さは、各階の床仕上げ面で取ることによって問題ないことが確認されている。

B. 剛性率

階	剛性率を計算する場合の層間変位 (mm)	剛性率を計算する場合の層間変形角	剛性率Rs	判定
3	3.3	1/909	1.132	OK
2	3.6	1/833	1.037	OK
1	4.5	1/667	0.831	OK

C. 偏心率

階	偏心距離 e(cm)	偏心率Re	判定
3	0.0	0.0	OK
2	0.0	0.0	OK
1	0.0	0.0	OK

88

一級考査B 建築計画3 設問2

D. 地震せん断力のうち、各階の筋かいが負担するせん断力(水平力)

階	筋かいが負担する せん断力 Qb(kN)
3	381
2	580
1	965

E. 筋かいの断面検定

階	地震力により筋かい に生じる引張力 Nb(kN) ^{※1}	各階の β により 地震力による応力に 乗ずる割増し率	割増し後の筋かいの 短期設計用引張力 Ns(kN)	筋かいの 短期許容引張耐力 Na(kN) ^{※2}	判定
3	110	1.14	125	180	OK
2	150	1.19	179	240	OK
1	270	1.05	284	350	OK

※1 各階の筋かいに生じる引張力のうち最大の値

※2 各階に設けられた筋かい1本当たりの値

一級考査B 建築計画3 設問2

昭和55年建設省告示第1791号第2第一号に規定する各階の β の数値及び各階の β により地震力による応力に乗ずる割増し率の数値

【鉄骨造 ルート2】

(第2第一号)

水平力を負担する筋かいを設けた階(地階を除く。)を含む建築物にあつては、令第82条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第88条第1項の規定による地震力による応力の数値に次の表の数値以上の数値を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第82条第2号及び第3号に規定する構造計算を行うこと。

$\beta \leq 5/7$ の場合	$1 + 0.7\beta$
$\beta > 5/7$ の場合	1.5

この表において、 β は、令第88条第1項に規定する地震力により建築物の各階に生ずる水平力に対する当該階の筋かいが負担する水平力の比を表すものとする。